

研究ノート

明治時代の東京にあった外国公館(2)

川崎 晴朗

II	明治維新当時の外交団・領事団 (2)	39
III	1869 年から 1886 年までの外交団・領事団の動き (1)	46
A	外交団	46
	1. プロイセン (のち北ドイツ連邦、ドイツ)	48
	2. オーストリア・ハンガリー	52
	3. ベルギー	56
	4. 清国	58
	(外交団のうち、5. デンマークから 17. スイスまで及び B. 領事団は (3) 以下に掲載する。)	

[注] 本稿を執筆するに至った動機については、本月報 2010 年度/No.2 に掲載した拙稿 (1) で述べた通りである。

筆者は、(2) 以降で 1869 年 (明治元年-2 年) から 1886 年 (明治 19 年) までの外交団・領事団の動きをなるべく詳しく描出する意向であったが、執筆を進めるにつれて分量がきわめて膨大になることが判明、筆者としては執筆方針を大幅に変更せざるを得なくなった。すでに執筆した分についても可能な限り圧縮をはかった。具体的には、外務省外交史料館所蔵の資料等により各公使館・領事館が置かれた場所、移転先について判明した範囲で明らかにすることを主眼とすることとしたい。各公館のスタッフの動きについては差当たり *The Japan Directory* 等によりかなり正確に掴むことができるが (もちろん、各公館のスタッフの離・着任、昇進等の動きの詳細については外交史料館の資料等によりフォローする必要がある、本稿でもある程度は言及する。)、アドレスは必ずしもそうではない。また、筆者自身の経験であるが、在京外交団のメンバーの方々、その多くがみずからの国の公使館・領事館が開設当時どこにあったのかの点に大きな関心をもっているようである。そこで、本稿では明治時代の前半、各国の公使館・領事館がどこにあったかにつきできるだけ関連情報を盛り込むことに努めた。本稿では、II の最終部分 (たまたま、明治維新当時の各公

館の設置場所を記述した部分である。)につづき、III A で扱う 17 カ国のうち、プロイセン等 4 カ国を扱う。

各国の項の冒頭に、筆者が参照した外務省外交史料館所蔵の関連ファイルのタイトルを掲げる。なお、明治時代の地名はその後かなり改められており、かかる場合は現行の住居表示を示す必要がある。いずれ、この作業にも取り組みたい。

西暦(新暦)を主に使用し、必要な場合は旧暦を併用したが、できるかぎり両歴の対照が可能なように努めた。なお、本稿で引用の外国人人名録については、本月報 2010 年度/No.2 の拙稿を参照されたい(3-4 頁)。

本月報 1987 年度/No.1 に掲載の拙稿「江戸にあった外国公館」を「前稿」として引用することがある。なお、本稿はすべて筆者の個人的見解に基づくものである。

The Hotel [The Yedo Hotel] *is situated fronting the water, from which it is divided by a narrow slip of prettily laid out garden...*

The American and Spanish Consuls have apartments in the hotel, and display their national ensembles : ...

— *The Far East*, 16th August, 1870*

II 明治維新当時の外交団・領事団 (2)

東京都編『東京市史稿 市街篇』第54(1963年)に、1873年(明治6年)11月17日付の東京府知事から12カ国の領事官にあて書簡が掲げられている(195-6頁)。これは1872年4月3日(明治5年2月26日)、銀座一帯を襲った大火で離散した外国人が居留地に引き移るよう各国領事官が彼等に下命することを求めたもので、必ずしも在京領事官のみに宛てられたものではないが、参考までに各国領事官名を以下に掲げる。氏名は原綴りに改めた。

スイス領事

C. Brennwald

* ここに掲げられた米国領事は Charles O. Shepard である。スペイン領事については、実際には同国の初代駐日代表 Tibúrcio Rodríguez y Muños 代理公使を指していると思われる。(スペインの初代駐日領事官は Oscar Heeren 代理領事であるが、彼が認可されたのは1871年3月19日[明治4年1月29日]である。) Rodríguez y Muños 公使は1870年3月8日(明治3年2月7日)に信任されたが、その後しばらく日本各地を旅行したことが想像される。東京では築地ホテル館に宿泊していたのであろう。*The Far East* 紙は Chargé d'Affaires を consul の一階級と考えたのであろうか。築地ホテル館は英語で “The Yedo Hotel” と呼ばれたが、1871年末の休業まで外交官達にもよく利用されたのであろう。

また、付記2の「別表」に掲げるオテル・デ・コロニーについてであるが、本文で触れる「東京大繪圖」には築地ホテル館と共に「オランダホテル」が描かれており、筆者はこれはオテル・デ・コロニーをさすと考えている。1868年12月28日、駐日オランダ公使は在横浜領事館にいた R. A. Mees を在京副領事に任命し、彼は元天野三郎兵衛屋敷を事務所としたが(III B. 11を参照されたい)、オテル・デ・コロニーが南小田原町三丁目に開業されたあとはここを事務所・住まいとし、オランダ国旗を掲揚した、そこで日本人は同ホテルを「オランダホテル」と呼んだ、というのが筆者の想像である(拙著『築地外国人居留地』[雄松堂出版、2002年]、102頁)。

同じく「別表」に掲げられるクラブ・ホテルは1890年5月、米国公使館が赤坂に移転したあと、横浜ユナイテッド・クラブが旧公使館建物を改装、会員用のホテルとしたものであるが、本文で述べるように、ベルギー公使館がホテル・メトロポールに置かれたことがある。同ホテルはクラブ・ホテルが開業後二、三年で改称、一般客にも開放したものである。

デンマーク総領事	Edouard De Bavier
米国領事	Charlrs O. Shepard
フランス領事	Oscar Colleau
ドイツ領事	M. Martin Bair
ポルトガル領事	Edward Loureiro
ロシア領事	A. E. Olarovsky
ベルギー領事	E. Moulron
オランダ兼スエーデン・ノルウェー領事	Anthוניus Franciscus Bauduin
イタリー領事	Frank Bruni
イギリス領事兼オーストリア・ハンガリー代弁領事	Martin Dohmen
スペイン副領事	Oscar Heeren
	* * *

(1) これら諸国の公使館・領事館が置かれた場所については、『明治天皇紀』第一（吉川弘文館、1958年）に次の記述がある（176頁）。

（1859年8月25日＝安政6年7月27日）當時既に英國總領事オールコック、江戸に來たりて高輪東禪寺に總領事館を、米國總領事ハリスは公使に陞任して麻布善福寺に公使館を設く、八月、佛國總領事ベルクール亦三田濟海寺に總領事館を開設す、……¹⁾

1) これら寺院については、外務省編『統通信全覧 類輯之部 23 館舎門』（雄松堂、1986年）を参照。『類輯之部 33 武器門・暴行門』（1987年）にも、後述の東禪寺（イギリスの仮公館が置かれていた。）襲撃事件に関連して、東禪寺の図面が載せられている（633頁）。なお、オールコックが東禪寺に居を定めたのは1859年7月6日（安政6年6月7日）であるが、ハリスが下田から江戸に移り、善福寺に入ったのはその翌日、7月7日（6月8日）のことである。また、ベルクールは、同年9月22日（26日）、濟海寺に入った（拙著『幕末の駐日外交官・領事官』〔雄松堂出版、1988年〕、97、99、103頁）。

これらは幕府が仮の公使館として貸与したもので、その他、オランダは伊皿子の長應寺を、またプロイセンは麻布仙台坂の春桃院を使用した。また、ロシアは芝の大中寺宿坊天暁院及び天徳寺を仮公館とした。なお、フランスは芝の真福寺、またオランダは真福寺及び西應寺も使用したようである。イギリスは、幕府が1865年(慶応元年)高輪に新築した「接遇所」をしばらく公使館として使用したことがある。

前稿「江戸にあった外国公館」では相当数の地図を使用し、これら寺院等の位置を示したが、このほか「明治2年東京大繪圖」が『東京市史稿 市街篇』第48(1959年)に、また第52(1962年)に「明治4年東京大繪圖」の複製がそれぞれ付されている。また、東京市役所編『市街篇附図』第1—第4があり、「明治4年東京大繪圖」は同第2にも収められている。同第4は「明治東京全圖」で、1876年(明治9年)の東京を4葉で示している。これらの地図には関連の寺院のほか、築地ホテル館(江戸ホテル、付記2参照)が掲げられている。それ以降作成された地図も国立国会図書館、東京都公文書館等が所蔵している。

(2) イギリスの在大阪領事であった Paske-Smith は、「1862 年、(諸外国の) 公使館は江戸から横浜に移動した。ただし、公使たちは江戸の寺院にあった住居 (Temple residences) をまだ維持していた。」と述べている²⁾。

それは何故か。周知のごとく、1861 年 1 月 15 日(万延元年 12 月 5 日)、米国公使館の Henry Heusken 通訳官が三田で斬殺され、同年 7 月 5 日(文久元年 5 月 28 日)及び 1862 年 6 月 26 日(文久 2 年 5 月 29 日)の 2 回、東禪寺(前述のように、イギリスの仮公館が置かれていた。)が襲撃された。第 1 次東禪寺襲撃の際、公使館の L. Oliphant 書記官等イギリス人 2 名が負傷したが、1861 年 2 月 16 日(文久元年 1 月 7 日)、幕府は兩人への賠償金交付と共に、各国公使館を江戸に建設することを承諾した経緯がある。かくて、1861 年 8 月 16 日(文久元年 7 月 11 日)、幕府は品川御殿山に諸外国の公使館を設置することを許可したが、1862 年 12 月 31 日(文久 2 年 12 月 13 日)、御殿山の公使館焼打事件が発生した。『東京市史稿 市街篇』に次の記事がある。

2) M. Paske-Smith, *Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa Days 1603-1868* (Kobe : J.L.Thompson & Co., 1930), p.267.

(元閣老安藤対馬守)の差図を以て渠を堀り、地を墾し、四方垣郭及大館を建て、美を尽し、醜^(ママ)夷近々横浜より移らんとせし処、今暁七ッ時頃何者共知らず大炮打掛け、夷館二棟消失³⁾。

イギリス及びフランスのほか、米国もここに公使館を普請中であったが、幕府は御殿山に公使館を移す計画を中止せざるを得なくなった⁴⁾。

さらに、横浜(神奈川)が長崎及び函館と同様 1858 年 7 月 1 日(安政 5 年 6 月 2 日)に開港され、日本最大の開港場として発展しつつあったことを忘れる訳にはいかない(前稿付記 1)。江戸にくらべ、外国人にとって横浜は居住環境がはるかによかつたのである。

(3) 1872 年 7 月 9 日(明治 5 年 6 月 4 日)、各国の公使館地所の予備地を買上げるため、代金 12,500 円が大蔵省から外務省に渡されることになった。これは 1871 年 9 月 15 日(明治 4 年 8 月 29 日)付等の外務省伺に端を発するものであるが、「條約済一ヶ國毎二是非トモ一ヶ所」の地所(約四、五千坪)を手当てしなければならない、イギリス及びフランス(またはイギリス及びイタリア)はすでに「粗一定」であるが、今後八、九ヶ所は必要と思われる、各国は外務省に近い場所を希望している、としている。例えば、この買上げ金でドイツ公使館に永田町の細川従五位私邸を、またロシア公使館に館員用住宅として駿河台小袋町の渡邊脩齋邸を貸渡すこととなった(『東京市史稿 市街篇』第 53 [1963 年]、93-105 頁)。イギリス等は「粗一定」というが、これらの国はすでに独自に地所をほぼ手当ずみであったものと考えられる。

(4) 明治五、六年、すなわち 1862、3 年ごろの各国公使館(一部は領事館)のアドレスは次のようであった(『東京市史稿 市街篇』第 55 [1964 年]、657-8 頁)。

3) 『東京市史稿 市街篇』第 46 (1958 年)、998-9 頁。なお、345-358 頁。『東京市史稿 遊園篇』第 3 (1929 年)は『統武江年表三十年史』を引用しているが、これによると「英国館は悉く灰燼となり、仏国館は仮普請にてまだ作事方、これは残れり、」という。イギリス公使館にしても、幸いまだ入居前であった(1034-5 頁)。

4) 東京都編・刊『築地居留地』(1957 年)、57-8 頁。

イギリス	三田台町
イタリア	虎之門三年坂上 元高木邸
フランス	三田聖坂上 濟海寺
ロシア	同 功運寺
ドイツ	永田町 元細川邸
イギリス (書 ^(ママ) 史サトウ)	三田台町 正泉寺
イギリス (トクトル館)	三田伊皿子坂 元組屋敷
イギリス (書記官ラーレンス)	高輪泉岳寺裏門前 門良院
フランス (ジフスケ館)	築地中通 元稲葉邸
オーストリア・ハンガリー (書記官ヘンリーシーボルト)	三田下寺町 滋眼寺
ポルトガル (ロレイロ)	麻布 善福寺。

「サトウ」は Ernest M. Satow (「書史」は「書記官」、「書記生」の意)、「ラーレンス」は C. W. Lawrence、「ジフスケ」は du Bousquet、「ロレイロ」は Edward Loureiro、また「ヘンリーシーボルト」は Heinrich von Siebold である。また、イギリスの「トクトル館」は医務官 Dr. William Willis の居宅を指している。

(5) 1873 年 (明治 6 年) 6 月 8 日、それまで公使館地所は外務省御用地の名義で各国に貸与していたが、これら地所の所管が外務省から東京府に移された (『東京市史稿 市街篇』第 54、1023-5 頁)。このころ、各国公使及び公使館員の多くはまだ横浜で生活していたが、その一方で各国は東京に土地を求め、洋風の公使館を建設するようになった。

ペルーの初代駐日代表となった Juan Federico Elmore 代理公使は、1874 年 (明治 7 年) 11 月 1 日、横浜に到着したが、11 月 14 日付で同国の外相 Dr. José de la Riva-Agüero に公信第 10 号を送り、公使館を東京・横浜のいずれに開設すべきか迷った、として次のように述べている。

これまでは、ほとんどの外国公使館はより安全でかつ社交生活がより快適な横浜に置かれていたが、ドイツ及びイタリア公使は家屋を新築または改築し、ロシア公使は本国政府より建築許可を得た。イギリス公使も近く東京に建築した豪華な建物に移ることとなっている。米国政府は海外に不動産をもたない方針であるため、公使は年 4,800 ドルの高家賃で本官（Elmore 公使）が契約した家屋の近くの美しい邸宅に住んでいる⁵⁾。

1874 年前後から、諸外国が東京に公使館を構えることが多くなったことがわかる。

1868 年版人名録では、オランダの Kleintjes のアドレスのみ掲げられ、江戸は長応寺、横浜は弁天となっているが、これは各国外交官が江戸（東京）及び横浜の間を必要に応じて往復していたことをわれわれに想像させる。同人名録は、在横浜領事館ではイギリス領事館の住所のみ居留地 155 番と示している（243 頁）。

(6) 1873 年（明治 6 年）12 月及び 1874 年 11 月現在の各公使館（一部は領事館）のアドレスが、次のように公式に記録されている⁶⁾。

1873 年 12 月については：

イギリス	三田台町
米国	麻布善福寺
フランス	三田聖坂上
ドイツ	永田町
イタリア	虎之門内坂上

5) II 13.ペルーの項を参照されたい。この公信は Dr. Carlos Ortiz de Zaballos Paz-Soldán の著書 *Iniciación de las Relaciones Diplomáticas entre el Perú y el Japón 1872-1874* に収録される予定であったが、結局のところ 1874 年に de la Riva-Agüero 外相及び Elmore 公使の間を往復した公信が全部削除された上で刊行された。公信第 10 号の原文（スペイン語）は、刊行前に筆者がリマで著者から直接見せて頂き、コピーをとって置いたもので、ここに引用したのはその拙訳である。なお、後述するように、当時米国公使館は築地居留地 1、2、21 及び 22 番でつくられるブロックにあった。Elmore 公使が契約した家屋は、築地居留地の 31 番・32 番にあった。

6) 外交史料館蔵『各国外交官及領事官其他リスト雑纂 在本邦の部 各国公使館員及領事館員姓名調書』（6.1.8.7.1.2）、第 1 巻。

スイス（総領事館）	築地居留地 51 番・52 番
スペイン兼ペルー	築地居留地 31 番・32 番 ⁷⁾
ポルトガル（領事館）	三田小山天暁院
ドイツ（領事館）	築地居留地 23 番
イギリス（領事館）	南小田原町四丁目 4 番地 ⁸⁾

1874 年 11 月については：

ベルギー	山手居留地 9 番
イギリス	五番町 1 番地、横浜山手居留地 120 番
米国	築地居留地 1 番、横浜海岸通 20 番地 ⁹⁾
フランス	三田聖坂上濟海寺、横浜海岸通五丁目
ドイツ	永田町一丁目 11 番地
イタリア	虎之門三年町 4 番地
オランダ / スウェーデン・ノルウェー	横浜北仲通六丁目
スペイン	横浜山手居留地 53 番
ハワイ	横浜居留地海岸通 14 番地
ペルー	横浜グランドホテル
ロシア	霞ヶ関 1 番地、横浜山手居留地 9 番
スイス（総領事館）	横浜居留地 90 番
ポルトガル（領事館）	三田大中寺。

1873、4 年になると各国公館が次第に“temple residence”を離れ、東京の他の場所または横浜に移動しつつあったことがわかる。

-
- 7) Oscar Heeren はスペイン代理領事であったが、のちペルー総領事を兼ねた。（II 6. スペインの項を参照されたい。）
- 8) 南小田原町は四丁目まであり、築地居留地の南側にあった。もともと日本人が住んでいたが、「相対借地域」に指定されたため外国人はこれらの町でも家主と相対で交渉し、家屋を借りることができた（1867 年 11 月 16 日〔慶応 3 年 10 月 21 日〕締結の「外国人江戸に居留する取極」第 1 条）。
- 9) 海岸通は関内居留地の一部。本稿（1）の付記 1 で触れた同居留地地図を参照されたい。

(7) 東京には、近代的なホテルが少なかった。築地居留地及びその周辺には小規模なホテルがいくつか存在したが、帝国ホテルの開業は 1890 年（明治 23 年）まで待たなければならなかった（付記 2 を参照のこと）。当然のことながら、明治初期の東京に赴任した外交官・領事官は、公使館・領事館に適した建物を探すのに多大の労苦・時間を費やさざるを得なかった。横浜には近代的ホテルが東京より一足早く建設され（とくに、1873 年〔明治 6 年〕、Grand Hotel が関内居留地 20 番で開業した。）、館員数が少ない公使館はしばしばこのようなホテルに設置された。明治時代、公使館の一部が東京でなく横浜に置かれた主因である。しかし、江戸末期、開市に先立って築地には築地ホテル館（Yedo Hotel）が開業し、外交団・領事団に利用されていたことは冒頭に引用した記事から明白である。しかし、同ホテルは 1871 年 12 月 31 日（明治 4 年 11 月 20 日）に休業、のち焼失した。

(8) 厳格な意味における領事館は、幕末当時の江戸（東京）には存在しなかった。このような領事館が開設されたのは 1869 年 1 月 1 日（明治元年 11 月 19 日）、東京が開市されたあとのことで、いずれも築地居留地の域内またはその周辺に置かれた。

Ⅲ 1869 年から 1886 年までの外交団・領事団の動き（1）

A 外交団

『明治天皇紀』第一の明治元年 2 月 17 日（1868 年 3 月 10 日）の項に「萬國の通義に循ひ、外國公使を召見したまはんとす、……」とあるが（627 頁）、駐日外交代表のうち、イギリス、フランス及びオランダの 3 公使はその後間もなく参朝した。フランスの Roches 公使及びオランダの van Polsbroek 代理公使は 1868 年 3 月 23 日（明治元年 2 月 30 日）に参内したが（『明治天皇紀』第一、634－5 頁）、イギリスの Parkes 公使は同日参朝の途中遭難（同、635－7 頁）、5 月 22 日（閏 4 月 1 日）になって参朝した。その際、同公使は「書記官エイ・ビ・ミットホールドを随へて」いた（同、638 頁）。「エイ・ビ・ミットホールド」は Algernon B. Mitford である。

『明治天皇紀』第一の明治元年 11 月 22 日（1869 年 1 月 4 日）の項に、次の記述が

ある（901-2頁）。

今次東幸に當り、愈々國交を篤くしたまはんとの思召に因り、今明兩日に互りて外國公使を引見したまふ、仍りて是の日、伊國特派全權公使コント・デ・ラ・ツール、佛國全權公使マキシム・ウートレー、蘭國辨理公使ド・デ・グラフ・ファン・ポルスブロックを召させらる、午の刻三公使各々随員を率ゐて参内す、天皇乃ち謁を賜ひ、其の捧呈する信任状を受けたまひて勅語あり、又公使に随行せる伊國總領事ロベッキ及び海軍將校三人、佛國海軍總督テシアイー及び公使館書記官・海軍將校等七人、蘭國公使館書記官ケレインチースに謁を賜ふ、

.....

「ロベッキ」は在横浜の Christophe Robecchi、「テシアイー」の原綴りは不明であるが（「テシ」は T.C. であろう。）、「ケレインチース」は前述の Kleintjes である。

また、同書の翌 11 月 23 日（1869 年 1 月 5 日）の項に次の記述がある（903-4 頁）。

英國特派全權公使サー・ハーリー・エス・パークス、公使館書記官六人・海陸軍將校十三人を率ゐ、又米國辨理公使アル・ビー・ファン・ファルケンブルグは總領事・公使館書記官各一人及び海軍將校二人を、普國代理公使エム・フォン・ブラントは公使館書記官一人を伴ひ、午の刻参朝す、仍ち謁を賜ひ、.....

『明治天皇紀』は、イタリア、フランス及びオランダの 3 公使が 1869 年 1 月 4 日の引見に際し信任状を捧呈したと記述している。また、翌 5 日、イギリス、米国及びプロイセンの各公使が参朝したが、『明治天皇紀』は、「諸儀總て前日に同じ、」と述べている。『明治天皇紀』等で国書を信任状の意味で使用する場合があるが、6 人の公使が捧呈した「信任状」とは何であったか。うち、イギリスの Parkes 公使は、1868 年 5 月 22 日（明治元年閏 4 月 1 日）、明治天皇に信任状を捧呈しているが、他の 5 カ国代表は、おそらく 1869 年 1 月 4 日及び 5 日（明治元年 11 月 22 日及び 23

日)、明治政府を承認し、日本と引続き外交関係を維持するという本国政府の意向を言上したと思われる。ただし、イタリアの de la Tour 公使は幕末の来日であり、はじめての引見に際し、信任状を捧呈したことが想像される。

* * *

維新当時は 10 カ国（イタリアを含めれば 11 カ国）が日本に外交代表を派遣していたが、これが 1886 年（明治 19 年）の末になると 17 カ国に増えている。

次に、それぞれの国につき、この期間の代表及びそのスタッフの動きを見ることとする。

* * *

1. プロイセン（のち北ドイツ連邦、ドイツ）

● 外務省外交史料館資料

「在本邦各国公使任免雑件」(6.1.8.4) / 「在本邦各国公使館員任免雑件 独国之部」(6.1.8.2-6) / 「在本邦各国領事任免雑件 独国之部」(6.1.8.3-11) / 「独逸国公使館用ノ為麴町三軒屋細川行真賜邸並五条為栄払下開墾地貸渡一件」(3.12.1.27) / 「独逸国公使芝山内天光院相对借家一件」(3.12.4.18) / 「独逸国公使館館員館外相对借家雑件」(3.12.4.22)

プロイセン（のち北ドイツ連邦、ドイツ）の在日代表

(外交史料館史料 6.1.8.4-1 による。)

19 5	January January	1863 ^A 1863 ^B	Max August Scipio von Brandt	Consul (at Kanagawa) Chargé d’Affaires／Consul General
30	March	1872	Max August Scipio von Brandt	Minister Resident／ Consul General
25	April	1875	Baron von Holleben	Chargé d’Affaires a.i.
3	December	1875	Karl von Eisendecker	Minister Resident／ Consul General
26	April	1878	Baron von Gutschmid	Chargé d’Affaires a.i.
14	June	1880	Karl von Eisendecker	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary

24	April	1883	Otto Graf von Dönhoff, Freiherr von Kraft	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
26	November	1885	Karl Freiherr von Dörnberg	Chargé d’Affaires a.i.
11	March	1886	Dr.Theodor von Holleben	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary

A von Brandt が在神奈川領事として認可された日付。

B イギリス及び米国両公使と共に参内した日付。

(1) 前述のように、von Brandt は、維新当時はプロイセンの在神奈川領事であった。彼は、のち同国の代理公使を併任した。

(2) 北ドイツ連邦が形成され、プロイセンの von Brandt 公使は日本において同国を代表することとなった旨を公使館書記官（おそらく Schnell であろう。）が東久世通禧・神奈川府知事あて通知したところ、神奈川府判事等は、1868 年 10 月 9 日（慶応 4 年 8 月 24 日）付書簡をもって東京にいる同府知事に通知書を回送した旨伝えた（『大日本外交文書』第 1 巻第 2 冊、190 頁）。

すでに述べたように、von Brandt 代理公使兼総領事は、1869 年 1 月 5 日（明治元年 11 月 23 日）、公使館書記官 1 名を伴ない参朝したが、『明治天皇紀』は von Brandt を「普國代理公使エム・フォン・ブランド」としており（『明治天皇紀』第一、903-4 頁）、彼は北ドイツ連邦でなく、プロイセンの代表として信任されたことが考えられる。

(3) 維新当時の北ドイツ連邦公使館の陣容を、1868 年版人名録で見よう。von Brandt 公使のほか、次の 3 名がいた。

H. Schnell 通訳官 (Interpreter)

Dr. Berlin 通訳官見習 (Student Interpreter)

F. P. Kempermann 通訳官見習 (Student Interpreter)

(4) プロイセン国王ヴィルヘルムにドイツ帝国の皇帝の称号が加わったため、von Brandt 代理公使は皇帝の命により 1871 年 5 月 1 日（明治 4 年 3 月 12 日）、参朝して国書を捧呈し、この旨を通知した（『明治天皇紀』第二、428-431 頁）。さらに von Brandt

代理公使は、ドイツ弁理公使として、1872 年 3 月 30 日 (明治 5 年 2 月 22 日)、信任された。『明治天皇紀』第二は、その模様を描出している (649 頁)。

von Brandt 公使は一時帰国したが帰任し、1873 年 (明治 6 年) 3 月 5 日、内謁見を賜った (『明治天皇紀』第三、35 頁)。同公使の不在中、誰が臨時代理公使を勤めたのであろうか。1872 年版人名録には、ドイツ公使館員として 2 人の通訳官 (Kempermann 及び Dr. Berlin)、また横浜に “Acting Consul” として Ed. Zappe の名が掲げられているが、うち 1 名またはいずれかの国の公使が von Brandt 公使の代理となったと思われる。

von Brandt 公使は清国駐劄特命全権公使に転任することとなり、拝謁を請うたので、1875 年 (明治 8 年) 2 月 14 日、明治天皇は皇后とともに同公使に内謁見を賜った (『明治天皇紀』第三、397-8 頁)。

同公使は、日本を離任するまで兼ねて総領事の地位にあったと見られる。なお、von Brandt 公使の離任後、von Holleben が臨時代理公使となり、彼は 1875 年 (明治 8 年) 4 月 25 日参内、新任公使の来着まで公使館の事務を執るべきこと及び前公使解任の国書を領納し賜うことを陳上した (『明治天皇紀』第三[1969 年]、434 頁)。

(5) von Brandt 公使の後任、Karl von Eisendecker 弁理公使兼総領事は、1875 年 (明治 8 年) 12 月 3 日、信任された。『明治天皇紀』第三は、この日、まず同公使が明治天皇に国書を捧呈、つづいて前臨時代理公使 von Holleben (弁理公使として南米に転出することとなった。) に対し、「其の別を惜ませらるる意の勅語を賜ふ、」と述べている (539-540 頁)。

明治天皇は、1878 年 (明治 11 年) 4 月 26 日、休暇のため帰国する von Eisendecker 公使に内謁見を賜った (『明治天皇紀』第四、401-2 頁)。同公使は帰任し、1879 年 (明治 12 年) 5 月 27 日、拝謁した (同、669-670 頁)。帰国中の臨時代理公使は von Gutschmid 公使館書記官であった。

(6) von Eisendecker 公使は特命全権公使に昇進し、1880 年 (明治 13 年) 6 月 14 日、国書を捧呈した (『明治天皇紀』第五[1971 年]、81 頁)。

(7) 1881 年 (明治 14 年) 10 月 14 日、明治天皇は帰国を控えたドイツ公使館書記官

L. von der Osten が拝謁した。『明治天皇紀』第五によると、同書記官は日本に在ること 6 年、両国の国交増進に少なからず貢献したため、とくに引見を許されたという (552 頁)。

von Eisendecker 公使は、1882 年 (明治 15 年) 8 月 3 日、賜暇により帰国するにあたり、お暇乞いのためドイツ公使館書記官 Baron von Zedwitz とともに参内した (『明治天皇紀』第五、753 頁)。

(8) von Eisendecker 公使の後任、Otto Graf von Dönhoff, Freiherr von Krafft 特命全権公使は、1883 年 (明治 16 年) 4 月 24 日、信任された。『明治天皇紀』第六 (1971 年) によると、このとき von Dönhoff 公使は信任状及び前任公使の解任状を捧呈した (44 頁)。

von Dönhoff 公使はブラジル駐箚を命ぜられ、お暇乞いのため 1885 年 (明治 18 年) 11 月 26 日、妻を伴い参朝した。この日、公使館書記官 Karl Freiherr von Dörnberg にも謁を賜った (『明治天皇紀』第六、502 頁)。von Dörnberg 書記官が臨時代理公使に任ぜられた。

(9) von Dönhoff 特命全権公使の後任、Dr.Theodor von Holleben 特命全権公使は、1886 年 (明治 19 年) 3 月 11 日、信任された。『明治天皇紀』第六は、この日、von Holleben 公使は von Dörnberg 書記官を伴って参朝、信任状及び前任公使 von Dönhoff の解任状を捧呈した、と述べる (555 頁)。

プロイセン (のち北ドイツ連邦、ドイツ) の領事館 (のち公使館) の所在地

1865 年 4 月 1 日 (慶応元年 3 月 6 日) から 1866 年 3 月まで、プロイセンの仮公館は廣岳院に置かれ、その後麻布仙台坂春桃院に移った。維新当時は春桃院に北ドイツ連邦の仮公使館があったことになる。しかし、1870 年版人名録によると、北ドイツ連邦公使館は横浜の山手居留地 152 番及び 153 番をアドレスとしている。同公使館は、1872 年 5 月 (明治 5 年 4 月) より永田町一丁目 14 番地に移転した (Hans Schwalbe und Heinrich Seeman, *Deutsche Botschafter in Japan 1860-1973* [Tokyo: Deutsche Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens, 1974], p.131)。人名録では “Nagata Baba” (例えば、1875 年版)、のち “14, Nagata-cho” となっている (例えば、1880

年版)。1887 年 1 月版の外交団リストでは、館員は全員が永田町一丁目を住所としている。

2. オーストリア・ハンガリー

● 外交史料館資料 「在本邦各国公使館員任免雑件 奥国之部」(6.1.8.2-10) / 「在本邦各国領事任免雑件 奥国之部」(6.1.8.3-12) / 「麹町区紀尾井町三番地奥国公使館用地トシテ貸渡一件」(3.12.1.14) / 「東京芝上高輪伊皿子町地所戸田鉄五郎ヨリ英吉利国公使館書記官「サトウ」氏へ売渡一件 附 地所返還並金員贈与ノ件」(3.12.1.4) / 「在本邦各国公使館用地貸渡一件 奥国洪国之部」(3.12.1.112.1) / 「奥国公使へ家宅相对貸渡雑件」(3.12.4.28)

オーストリア・ハンガリーの在日代表 (外交史料館史料 6.1.3.2-10 による。)

18	October	1869 ^A	Heinrich Freiherr von Calice	Chargé d'Affaires/ Consul General (in Shanghai)
12	January	1872	Heinrich Freiherr von Calice	Minister Resident
18	December	1874	Ignaz Freiherr von Schaeffer	Minister Resident
5	September	1879	Maximillian Ritter Hoffer von Hoffenfels	Minister Resident
5	September	1883	Karl Graf Zaluski von Zaluskie	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary

A von Calice が von Petz 使節により仮に代理公使兼総領事に任命された日付。von Calice 公使が上海に駐割したため、在横浜 Ladislaus von Hengelmüller 副領事が臨時代理公使に任命されたが、任命日は明らかでない。

(1)『明治天皇紀』第二によると、オーストリア・ハンガリー政府は日本と修好通商条約を締結するため Anton von Petz 全権使節を派遣し、明治 2 年 9 月 7 日、すなわち 1869 年 10 月 11 日 (明治 2 年 10 月 8 日)、明治天皇は条約を締結すべき旨を布告された。

von Petz は海軍少将で、軍艦 2 隻を率いて 1869 年 10 月 2 日 (明治 2 年 8 月 27 日) 神奈川に到着、10 月 7 日 (9 月 3 日) に上陸し、高輪接遇所 (付記 2 参照) に入った (『大日本外交文書』第 2 巻第 2 冊、616-8,620-1 頁)。von Petz は、10 月 16 日 (9 月 12 日)、朝見して国書を捧呈した (190-3 頁)。同年 11 月 4 日 (10 月 1 日)、彼は任務を果たし、日本を離れた。(したがって、彼は特別使節であって日本に常住する外交使節ではなかった。)

遠征隊に加わっていた Freiherr von Calice は、日本及び清国における代理公使兼総領事の資格を与えられていた。しかし、『大日本外交文書』は、von Petz が 10 月 18 日 (9 月 14 日) 付外務卿等あて書簡で、von Calice の任命につき正式な決定は「本国ニ申請シ其ノ決議ヲ要スル」旨通知した (第 2 巻附録、6 頁)。公使の仮任命が本国により endorse されたことは推察できるが、彼が清国に赴く前、明治政府に信任された記録はないようである。しかし、von Calice が日本におけるオーストリア・ハンガリーの初代代表になったことは確実である。

彼は、10 月 31 日 (9 月 27 日) 付の外務卿等あて書簡で、この日より事務を取扱う旨及び清国に赴くにつき、不在中は同人関係の書簡は在横浜オーストリア・ハンガリー副領事 Ladislaus von Hengelmüller が取扱う旨通知してきた (『大日本外交文書』第 2 巻附録、6 頁)。同副領事は、臨時代理公使の資格をあわせ与えられた (どの時点においてであったか不明)。

11 月 20 日 (10 月 17 日)、von Calice 公使は遠征隊の 1 隻、フリードリヒ大公号で上海に向かった (同、7 頁)。これは、清国を居所とすることが決まっていたためである。

12 月 31 日 (11 月 29 日)、von Calice 公使は上海より外務卿等に対し、帰国するので同公使関係の書簡は帰任までイギリスの在横浜 John Frederic Lowder 領事代理へ差遣されたい旨通知してきた。さらに Lowder 領事代理は、1870 年 1 月 13 日 (明治 2 年 12 月 12 日)、外務大丞町田民部等に対し von Calice 公使が 1 月 23 日 (12 月 22 日) 帰国するので、彼あての書簡は Lowder あて差遣されたい旨通知してきた (『大日本外交文書』第 2 巻附録、10-11 頁)。

(2) von Calice 代理公使は一時帰国したが、のち弁理公使に任命され、1872 年 1 月

12 日（明治 4 年 12 月 3 日）、参内して国書を捧呈した（『明治天皇紀』第二[1969 年]、603 頁）。

同公使は帰国することとなり、1872 年 10 月 20 日（明治 5 年 9 月 18 日）、参内した（『明治天皇紀』第二、760 頁）。このとき、イギリスの Parkes 公使がオーストリア・ハンガリーの代任公使を委任された。

(3) von Calice 公使の後任、Freiherr von Schaeffer 弁理公使は、1874 年（明治 7 年）12 月 18 日、信任された。『明治天皇紀』第三は、同公使及び「同國代任公使を委任せられたりし英吉利國特命全權公使サー・ハーリー・エス・パークス」が参内、von Schaeffer 公使が国書を捧呈した模様を記述している（351-2 頁）。

(4) von Schaeffer 弁理公使の後任、Ritter Hoffer von Hoffenfels 弁理公使は、1879 年（明治 12 年）9 月 5 日、信任された。なお、『明治天皇紀』第四（1970 年）は、「是の日、英吉利國公使サー・ハーリー・エス・パークスが、明治十年（注 1877 年）以來澳國外交事務を兼任せし故を以て、七月和蘭國公使謁見の際に準じ（注 E. W. F. Wttewaala van Soetweger 公使を指す。）、新任公使ホッフエンフェルスと俱に之れを引見したまはんとせしが、ホッフエンフェルスは、英國公使の紹介に由りて拝謁を得るが如き觀ありとし、同列謁見を肯ぜざるを以て、遂に英國公使の参内を止めらる、」と記述している（744 頁）。

Hoffer von Hoffenfels 公使は、1882 年（明治 8 年）8 月 3 日、賜暇を得て帰国するに先立ち、お暇乞いのため参内した（『明治天皇紀』第五、753 頁）。誰が臨時代理公使を務めたのかは明らかでない。

(5) Hoffer von Hoffenfels 弁理公使の後任、Graf Zaluski von Zaluskie 特命全權公使は、1883 年（明治 16 年）9 月 5 日、信任された（『明治天皇紀』第六、131 頁）。

von Zaluskie 公使は賜暇により帰国することとなり、1886 年（明治 20 年）4 月 20 日、参内した（『明治天皇紀』第六、731-2 頁）。臨時代理公使は Heinrich von Siebold 公使館書記官であった。

オーストリア・ハンガリー公使館の所在地

外交史料館資料 3.12.1.14 によると、1870 年 1 月 1 日（明治 2 年 11 月 30 日）、在横

浜 von Hengelmüller 副領事兼臨時代理公使は、三田寺町願海寺をみずからの止宿所に借用する旨、外務大丞・町田民部等に通知した。（前述のように、von Calice 代理公使（のち弁理公使）は清国の上海に居住していた。）したがって、願海寺が東京におけるオーストリア・ハンガリー公使館の最初の所在地といえるであろう。1871 年 4 月 3 日（明治 4 年 3 月 22 日）、von Calice 公使は澤外務卿等へ書翰を送り、公使館用地を提供されたい旨述べた。当時、同公使は一時的に来日していたものであろう。日本側は四つの旧藩邸を候補地とし、von Calice 公使は同年 6 月 4 日（4 月 17 日）、視察したが満足せず、のち東京府が飯倉片町の上杉茂憲の私邸を提示したが、同公使は帰国することとなったため沙汰止みとなった。なお、外交史料館の資料（3.12.1.4）によると、イギリス公使館の Satow 書記官は、1872 年 3 月 28 日（明治 5 年 2 月 20 日）、宮本外務少丞にあて、彼が伊皿子町に所持する地所をオーストリア・ハンガリー公使館に譲渡したい旨を述べたが、東京府が地所規則の改正によりこの地所を買い戻したため、このプランも実を結ばなかった。von Calice 公使が来日中、公使館の建設用地取得のためさまざまな努力を払ったことがわかるのである¹⁰⁾。

von Calice 公使の後任、von Schaeffer 公使は日本に常住した最初のオーストリア・ハンガリー公使であるが、当初どこに公使館を開設したのか明らかでない。しかし、1876 年（明治 9 年）、築地居留地 31、32 番の建物にあったペルー公使館が閉鎖されたあと、同公使はここに公使館を開設した。1875 年（明治 8 年）7 月 18 日、Heinrich von Siebold 通訳官はこの建物を買収した旨日本側に通知しているので、von Schaeffer 公使は着任数ヵ月後にここに入居したことになる。しかし、同年 11 月 29 日、建物は焼失した。その後、オーストリア・ハンガリー公使館がどこに移ったか判らないが、1876 年（明治 9 年）12 月 26 日、オーストリア・ハンガリー公使館は木挽町十丁目 14 番地の清国駐劄特命全権公使・森有禮の邸内に転居した旨を

10) Alexander von Siebold は 1862 年以来イギリス公使館の通訳官で、前述の von Petz 全権使節団の訪日の際、通訳の役割を果たした。また、弟の Heinrich von Siebold は 1872 年からオーストリア・ハンガリー公使館の通訳見習生（のち通訳官）であった。彼等が von Calice 公使の用地取得の努力に協力したことは容易に想像できる。Satow 書記官が所有地を譲渡しようとした際も、おそらく彼等が何らかの形でかかわっていたであろう。

日本側に通知した¹¹⁾。これは当座の措置であつたらしく、1877 年（明治 10 年）4 月 7 日、東京府は麹町区永田町一丁目 19 番地に森公使が所有する家屋をオーストリア・ハンガリー公使館に貸し渡すことを決め、1879 年（明治 12 年）12 月 24 日、同公使館はここに移転した旨を外務省に通知した。

1881 年版人名録は、同公使館の住所として“19, Nagata-cho 1chome”を掲げているが、1884 年版では“Mita, Koyama”に変わっており、公使館はまだ定住の地を見出すに至っていなかったようである。1887 年 1 月版外交団リストでは、館長・館員とも住所は芝白金志田町 10 番地となっている。

3. ベルギー

外交史料館資料

「在本邦各国公使任免雑件 白国之物」(6.1.8.4-12) / 「在本邦各国公使館員任免雑件 白国之物」(6.1.8.2-8) / 「在本邦各国領事任免雑件 白国之物」(6.1.8.3-5) / 「赤坂区溜池葵町三番地ノ内白耳義国公使館敷地トシテ貸渡一件」(3.12.1.96)

ベルギーの在日代表（外交史料館史料 6.1.8.4-12 による。）

5	April	1867	Maurice Lejeune	Honorary Vice-Consul
30	November	1870	Auguste t'Kint de Roodenbeek	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary (in China)
5	December	1873	Charles de Groote	Minister Resident
22	December	1879	Charles de Groote	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
17	February	1885	Georges Neyt	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary

(1) ベルギーは、維新当時は在横浜の Maurice Lejeune 副領事により事実上代表されていたが（『大日本外交文書』第 1 巻附録、7-8 頁）、前述したように、同国は日本に対

11) 森有禮は外務大丞であったが、1875 年（明治 8 年）11 月 10 日、駐清公使に任命され、翌年 1 月 4 日、北京に到着した。彼の住まいは貸与可能な状態にあったのであろう。

する代表として Auguste t'Kint de Roodenbeek 特命全権公使を任命、同公使は 1870 年 11 月 30 日（明治 3 年閏 10 月 8 日）信任された（『明治天皇紀』第二、350・1 頁）。しかし、同公使は清国を兼任し、同国に居住していたので、Lejeune 副領事が依然として外交使節の性格を帯びる場合があったと考えられる。

(2) de Roodenbeek 公使の後任、Charles de Groote 弁理公使は、1873 年（明治 6 年）12 月 5 日、信任された（『明治天皇紀』第三、170 頁）。同公使は、日本に居住した最初のベルギー代表である。

de Groote 公使は休暇を得て帰国することとなり、1878 年（明治 11 年）3 月 18 日、夫人同伴で参内、明治天皇は皇后とともに同公使夫妻を引見された（『明治天皇紀』第四、381・2 頁）。1879 年版人名録によると、スペイン代理公使の Don Mariano Alvarez がベルギーの “Acting Minister” となっている。

de Groote 弁理公使は特命全権公使に昇進してふたたび来朝、1879 年（明治 12 年）12 月 22 日、国書を捧呈した（『明治天皇紀』第四、826・7 頁）。

彼は、1884 年（明治 17 年）2 月に清国駐劄を命ぜられたが、未赴任のまま、同年 9 月 16 日、横浜にある同国公使館で死亡した。『明治天皇紀』第六は、「外國公使の我が國にて死去したるは之を最初と為す、……其の在日殆ど十二年に及び、兩國の親交に盡せる功劬からず、……」と述べている（288 頁）。臨時代理公使が任命されたと思われるが明らかでない。（1885 年版人名録を見ると公使は空席となっている。）

(3) de Groote 弁理公使の後任、Georges Neyt 特命全権公使は、1885 年（明治 18 年）2 月 17 日、妻を携え参朝、国書を捧呈した（『明治天皇紀』第六、363 頁）。

ベルギー公使館の所在地

1873 年（明治 6 年）末に着任した de Groote 公使は品川にある井上^{まさる}勝宅を借り、居住した¹²⁾。翌 1874 年（明治 7 年）5 月 4 日、同公使が寺島外務卿に通知したところでは、同公使は横浜の山手居留地 9 番に移転したという（東京都編・刊『東京市史稿』

12) 井上勝(1843-1910 年)は明治時代の鉄道官僚で、詳細は村上正利編『子爵井上勝君小伝』（井上子爵銅像建設同志会、1915 年）を参照されたい。1873 年（明治 6 年）12 月 28 日付で de Groote 公使が井上勝（彼は鉄道頭であったが、同年 7 月いったん退官していた。）に送付した書簡によると、最初の借用期限は同年 12 月 16 日より 3 ヶ月半、借料は月 50 円であった。

第 56 [1965 年]、324-6 頁)。1881 年版人名録ではベルギー公使館は同居留地 179 番にあった。1887 年 1 月版外交団リスト及び同年の人名録では、ベルギー公使館の住所は山手町 118 番 A となっている。山手居留地を何回か移動したようである。しかし、その後ベルギー公使館は横浜を離れ、東京に移った。本稿の対象外となるが、1902 年版人名録を見ると、当時ベルギー公使館は明石町 1 番地のホテル・メトロポールに置かれていた (132、134 頁)。1903 年版も同様である (157 頁)。

4. 清国

● 外交史料館資料

「在本邦各国公使任免雑件 支那之部」(6.1.8.4-16) / 「在本邦各国公使館員任免雑件 支那之部」(6.1.8.2-9) / 「在本邦各国領事任免雑件 支那之部」(6.1.8.3-7) / 「麹町区永田町二丁目二番地清国公使館用トシテ貸渡一件」(3.12.1.70) / 「芝山内月界院並外二寺家屋清国仮公使館用トシテ相对貸借一件」(3.12.4.26) / 「清国公使館館員館外相对借家雑件」(3.12.4.25)

清国の在日代表 (外交史料館史料 6.2.8.4-16 による。)

28	December	1877	何如璋	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
22	February	1882	隸蔗昌	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary
2	January	1884	徐承祖	Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary

(1) 1877 年 (明治 10 年) 12 月 28 日、何如璋・特命全権公使が信任された。『明治天皇紀』第四は、「清國欽差出使大臣何如璋を引見したまふ、...如璋、副使張斯桂を従へて進み、...國書を上る、」とその模様を描出し、また「清國政府が公使を我が國に駐筈せしめたるは之れを以て始とす、」と述べている (337-8 頁)。

(2) 隸蔗昌・特命全権公使は、1882 年 (明治 15 年) 2 月 22 日、信任された。『明治

天皇紀』第五は、「是の日信任状を捧呈せんとし、前任公使何如璋と共に参内す、天皇……兩公使を延見したまふ、如璋先づ別辭を奏し、蔗昌を紹介す、……勅語あり、次いで蔗昌前みて同國皇帝の命を奏し、信任状を捧呈す、之を領し、勅語を賜ふ、」と述べている（634-4 頁）。

(3) 清国の隸蔗昌・公使の後任、徐承祖・特命全權公使は、1884 年（明治 17 年）1 月 2 日、陳明遠等随員 3 人を率いて参内し、承祖皇帝の命を奏し、国書を捧呈した（『明治天皇紀』第六、343 頁）。

清国公使館の所在地

清国公使館は、1878 年（明治 11 年）1 月、芝の月界院に仮設置され、同年 10 月、永田町二丁目に移転した（東京都編・刊『築地居留地』、140 頁）。正確には、二丁目 12 番地に置かれた。同公使館は人名録には 1880 年版にはじめて掲げられたが、住所は“Nagata-cho”となっている。

1887 年 1 月版外交団リストでは、住所は陳参事官のみ麴町永田町二丁目 2 番地、他は全員同町一丁目 17 番地となっている。

〔付記 2〕東京にあった初期のホテル

ホテルは外交・領事団が会議、宴会等を開催する場となるばかりでなく、一時的にせよ大・公使館が開設されることがあり、また外交官・領事官が宿泊することがある。東京の場合は 1899 年 11 月に帝国ホテルが開業するまで一流の洋式ホテルは存在しなかったが（築地ホテル館は例外と云えよう。）、規模・施設が貧弱であってもいくつかホテルがあり、外交官を含む外国人達が利用した。このような初期のホテルは、その多くが築地外国人居留地またはその周辺に設けられた。これを筆者作成にかかる次の表で示すこととする。なお、この表は拙著『築地外国人居留地』の 142 頁に掲げたものであるが、同書には 1915 年（大正 4 年）開業の東京ステーションホテルまで示してある。

別表 東京で 1868 年から 1890 年までに開業したホテル

(○印は築地外国人居留地の中またはその周辺にあった。)

ホテル名	アドレス	開 業	閉 業
築地ホテル館 (Yedo Hotel)	軍艦操練所跡地	1868年8月16日 (慶応4年6月28日)	1871年12月31日 (明治4年11月20日)
○ オテル・デ・コロニー (Hôtel des Colonies)	南小田原町三丁目、の ち居留地18番	1869年2月または3月	1872年4月3日 (明治5年3月26日)
○ 江戸ホテル (Yedo Hotel)	相对借地域、のち居留 地17番A	1872年後半	1879年 (明治12年) 1月19日
○ オテル・デ・コロニー (再建)	新栄町五丁目6—8番地、 のち居留地18番	1873年 (明治6年) 後半	1878年 (明治11年)
○ オテル・デュ・グラン・ ヴァテル (Hôtel du Grand Vatel)	新栄町五丁目3番地	1874年 (明治7年) ごろ	1875年 (明治8年) ごろ
○ 東京ホテル (Tokyo Hotel)	居留地33番A	1874年 (明治7年)	1882年 (明治15年) 初頭
築地精養軒ホテル (Tsukiji Seiyoken Hotel)	采女町32、33番地	1876年 (明治9年) 6月	1923年 (大正12年) 9月1日
東京ホテル (Tokyo Hotel)	日比谷見附 (麹町区有 楽町三丁目2番地)	1887年 (明治20年) 6月23日	1890年 (明治23年) 3月以前
○ クラブ・ホテル (Club Hotel)	居留地1番	1890年 (明治23年) 5月	1892年 (明治25年) ま たは1893年 (明治26年)
帝国ホテル (Imperial Hotel)	麹町区内山下町一丁目 1番地	1890年11月3日	(現在も営業)

(1) 明治新政府が 1869 年 (明治 2 年)、旧幕府の手で建設中であった浜御殿庭内の石室を接遇所として竣工させたのが延遼館であるが、外国人賓客の接待、外国公使等の饗応の席として使用され、宿泊用ではなかった。旧幕時代、飯倉五丁目に「赤羽根接遇所」があったが各国公使はこれを利用せず、1865 年 (慶応元年)、高輪泉岳寺門前に新たに接遇所を建築し、一時イギリス公使館として使用された (III A 9. イギリスの項を参照)。1867 年 (慶応 3 年)、建物を隣地に拡張し、「高輪接遇所」とした。1869 年 (明治 2 年)、オーストリア・ハンガリー使節一行が来朝した際宿舍とした (III A 2. オーストリア・ハンガリーの項を参照)。1871 年 (明治 4 年)、兵部省に譲付した (外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』、上巻 [原書房、1969 年]、80-2 頁)。

(2) 江戸時代、日本橋本石町三丁目北側に長崎屋があり、薬種屋を営むかたわら取引先のヨーロッパ人を宿泊させていたので、これが江戸（東京）で最初のホテルであったといえるかも知れない。嘉永 18 年（1641 年）以降、幕府指定のオランダ人定宿となり、長崎にいたオランダ商館長一行が参府のたびに宿泊していた。嘉永 3 年（1850 年）に最後の参府があり、その後廃業となったらしい。したがって、開国後、外交官等が長崎屋を利用したことはないと考えられる。長崎屋につき、詳細は坂田誠一『江戸のオランダ人定宿 長崎屋』（流通経済大学出版会、1998 年）、片桐一男『阿蘭陀宿長崎屋の史料研究』（雄松堂出版、2007 年）等を参照されたい。

(3) 築地ホテル館についての詳細は、拙著『築地外国人居留地』39－55 頁、日本ホテル協会 *Hotel Review*、1992 年 1 月－7 月、拙稿「江戸開市と築地ホテル館の建設」(1)－(7)を参照されたい。

〔付記 3〕資料について

本稿は一応取りまとめの上、まだ十分に参照するに至っていない各種資料を利用して肉付け作業を行なうつもりであるが、その際に利用すべき資料には、外務省外交史料館所蔵の関連ファイルに加えて次のものが含まれよう。

(1) 東京都公文書館及び横浜開港資料館所蔵の関連ファイル。

(2) 交詢社の『日本紳士録』 外国公使が明治初年、東京にあった邸宅に居住した例があるが、この紳士録に採録された人々のデータには住所が含まれており、参考になる。しかし、初版は 1889 年（明治 22 年）5 月 20 日刊である。例えば、オーストリア・ハンガリーの項に出てくる上杉茂憲（元老院議員）は本郷区元町一丁目 7、またベルギーの項の井上勝（鉄道局長）は赤坂区溜池榎坂町 1 を住所としているが、資格も住所も当然 1889 年頃のものであって、同国が公使館用地を探していた当時のものではない。

(3) 外国使臣が諸藩の旧江戸藩邸を使用することがあった。例えば、築地の旧村上藩邸はまずスペイン及びペルー名誉領事館、つづいてペルー公使館またオーストリア・ハンガリー公使館となった。旧江戸藩邸については、東京都編・刊『東京市史稿 市街篇』第 49（1960 年）に掲載の「江戸藩邸沿革」（332-952 頁）が参考になる。

(4) 東京の地図については II (1) でも触れた。東京の近代的な地図の最初のは 1883 年 (明治 16 年) の測量、1886 年 (明治 19 年) の製版にかかる参謀本部陸軍部測量局の地図 (1887 年 [明治 20 年] 8 月 26 日出版) であろう。その後、地図資料編纂会編『五千分の一 江戸・東京市街図集成』I (1657-1895) 及び II (1887-1959) (柏書房、1988 年、1990 年)、『明治・大正日本都市地図集成』(柏書房、1986 年) 等が作成されたが、各公館の位置の変遷ぶりを地図で辿る作業は他日に期することとしたい。

(未完)

(筆者は愛知大学国際問題研究所客員研究員 (元外務省員))